

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：令和元年8月8日（令和元年（独情）諮問第59号）

答申日：令和2年2月12日（令和元年度（独情）答申第72号）

事件名：特定年度に開催された特定学部特定学科教授会議の議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1につき、その一部を不開示とし、別紙の1に掲げる文書2（以下、文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であり、文書2を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月31日付け30新大総第79号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）紙媒体に関する部分について

ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され、又は識別されえとは言えない。審査請求人としては、特定の個人が識別され、又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。貴法人及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部

分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、貴法人の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条1号ハに該当するため、非公開とするのは違法である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。貴法人及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては、多岐にわたり、法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。貴法人及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、貴法人に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば、その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

音声データについては、音声記録は不存在であるとする。しかしながら、部分開示のように詳細な議事要旨を作成するためには、事務職員をして、音声記録を録音している可能性が高い。

音声記録の存在につき、貴法人及び情報公開・個人情報保護審査会において、慎重に調査することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、特定年度Aに開催された特定学部特定学科教授会議の議事録、資料及び音声記録である。

この内容に対して、処分庁は、特定A年4月から特定B年3月までに開催された特定学部特定学科教授会議資料を特定し、部分開示決定をした。

(1) 審査請求に係る開示決定等

ア 議事録及び資料について

処分庁は、特定A年4月から特定B年3月までに開催された特定学部特定学科教授会議資料を特定し、次に掲げる記載事項については、不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができるもの

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きから八までに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 教務関係等の現在検討中のもの

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

(ウ) 入学試験情報等

試験等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、法5条4号ハに該当することから、不開示とした。

(エ) 学生実習経費関係

当該分野の研究活動に関し、公にすることでその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、法5条4号ホに該当することから、不開示とした。

イ 音声記録について

不存在のため、不開示とした。

(2) 審査請求に対する諮問庁の意見及び理由

ア 審査請求に対する諮問庁の意見

平成30年8月31日付け30新大総第79号の法人文書部分開示決定通知書で部分開示決定とした決定は、次の表に掲げるものは部分開示変更し、その他の部分は維持する。

請求のあった法人文書	頁数	対象文書	開示部分
特定A年12月 特定学部 特定学科教授 会議資料	402	資料 特定学科審議 2 特定年度A 特定年次学生の進級判定について	備考欄
	409～412	資料 特定学科審議 3 特定年度B 非常勤講師（学長発令）について	分野名及び担当教員名並びに最後の行

イ 理由

(ア) 紙媒体に関する部分について

a 法5条1号該当性について

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、新潟大学教職員以外の個人情報及び新潟大学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きから八までに掲げる情報に該当しないことから、不開示としている。

b 法5条3号該当性について

新潟大学における内部の検討等不開示としているものについては、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示としている。新潟大学は、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

c 法5条4号該当性について

新潟大学が行う事務又は事業で不開示としているものについては、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当し、不開示としている。新潟大学は、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

d 法7条該当性について

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。新潟大学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

(イ) 音声データについて

特定学部特定学科教授会議では、会議内容を音声で録音していないことから、音声記録は不存在である。

2 補充理由説明書

令和元年（独情）諮問第59号案件について、改めて新潟大学内で確認及び検討等をした結果、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示するとともに、不開示を維持する部分について、更に不開示理由を追加します。

(1) 新たに開示する部分

該当頁	開示内容
128, 210, 213, 214, 250, 332, 391, 493, 572, 582	全ての不開示部分
9, 60, 143, 202, 231, 274, 438, 562	「分野名」の不開示部分
413ないし416	「分野名」及び「担当教員名」の不開示部分
387	「教授会報告日」の不開示部分
132, 229, 230	「番号」の不開示部分
196, 197, 460	表の表頭の不開示部分
508	表の表頭及び表の右側の一番上の行の不開示部分
218	上から25行目及び26行目の不開示部分

2 2 0	上から 9 行目の不開示部分
2 4 5	上から 7 行目から 1 0 行目の不開示部分
	上から 2 2 行目及び 2 3 行目の不開示部分
2 4 6	上から 7 行目の不開示部分
2 6 7	上から 1 行目の不開示部分
2 6 9	上から 1 2 行目の不開示部分
2 9 6	上から 1 行目ないし 1 8 行目の左から 1 文字目まで及び 2 1 行目の左から 5 文字目ないし 2 2 行目の不開示部分
3 3 3	上から 5 行目の左から 5 文字目から 6 行目までの不開示部分
4 2 3	上から 3 行目の左から 1 文字目ないし 3 3 文字目までの不開示部分
4 4 1	上から 1 7 行目の左から 5 文字目から 1 8 行目までの不開示部分
4 7 8, 4 7 9	4 7 8 頁の全て及び 4 7 9 頁の上から 1 行目ないし 5 行目の不開示部分
4 8 9	上から 2 行目ないし 9 行目及び 1 2 行目ないし 1 5 行目の不開示部分
5 8 1	上から 2 行目ないし 7 行目までの不開示部分

(2) 不開示理由を追加する部分

ア 非常勤講師の採用等予定者に係る情報

新潟大学における「非常勤講師」とは、常勤外の教員を指し、新潟大学においては、常勤外の職員（非常勤講師を含む非常勤職員）に係る氏名を含む当該個人の情報については、公表（公表の事実及び公表慣行含む）しておらず、その検討・決定に関する内部情報である当該不開示部分は、氏名をはじめ個人の属性等に係る直接の個人識別情報（法 5 条 1 号）である。

上記に加え、当該不開示部分は、新潟大学としての非常勤講師の採用又は任用の検討及び管理に係る人事管理上の機密情報であり、これらを公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、

適正な人事事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へを追加する。

イ 教育支援員に係る情報

新潟大学における「教育支援員」とは、新潟大学が実施する授業の補助及び学生に対する修学上の履修相談の補助を担う者であり、新潟大学に勤務する教員又は退職した教員（学外者）の中から新潟大学内の各部局長の推薦の下委嘱を行っている。「教育支援員」については、内部管理情報として運用しているものであり、制度を含め当該役職自体公表しておらず、その検討・決定に関する内部情報である当該不開示部分は、氏名をはじめ個人の属性等に係る直接の個人識別情報（法5条1号）である。

上記に加え、「新潟大学教育支援員計画書」に記載される当該不開示部分は、新潟大学としての教育支援員の検討及び管理に係る人事管理上の機密情報であり、これらを公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、適正な人事事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へを追加する。

ウ 学外関係者に係る情報（メールアドレス部分）

当該不開示部分は、学外の民間法人関係者に係るメールアドレスであり、当該メールアドレスは、学外の担当者が職務で使用する一般に公にしていないものであるから、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該法人又は当該担当者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イを追加する。

エ 特定実習新カリキュラムの検討等に係る情報

「特定実習新カリキュラム」は、従来から実施している特定実習について、新たに（略）（特定実習受入れ特定機関と特定学科における特定実習の内容、評価等を記載する電子的ツール）を導入し、当該特定実習の実施方法、評価方法を改めたカリキュラム内容である。

当該不開示部分は、公にされていない当該新カリキュラムの導入に係る効果、評価手法及び分析等について学内で審議・検討が行われた内容の記載部分であり、これら学生が知ることのないカリキュラムの検討等に係る機密情報を公にした場合、今後、同又は他の学内カリキュラムの導入、実施及び評価手法等の審議・検討を行うにあたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、特定の者に不要に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（法5条3号）が

ある。また、当該新カリキュラム実施に伴う評価や判定等の内容が学生に事前に明らかとなってしまう、試験や評価等の公平・公正な確保ができなくなり、試験・検査等に係る正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（法5条4号ハ）がある。

上記に加え、当該新カリキュラムを学ぶ学生は、そもそも当該特定実習に合格しない限り進級、卒業ができないことから、当該不開示部分である新カリキュラムの導入に係る効果、評価手法及び分析等を公にした場合、学生が特定実習に関する要点及び評価方法等を事前かつ不適正に把握することにつながり、公正な特定教育及び特定実習の実施を確保することが困難となるとともに、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きを追加する。

オ 大学間交流協定の検討等に係る情報

当該不開示部分は、新潟大学が海外の大学等と教育及び研究に係る相互交流の協定を定めるにあたり、当該大学等との調整過程段階の審議・検討等の情報であり、当該内容は、相互の大学の一部の関係者しか知ることのない公にされていない内部情報である。これら個々の協定先ごとに異なる教育・研究上の内部情報を公にした場合、今後、戦略性をもって様々な海外機関と個別に進めていくべき教育・研究上の方策が拡散されることとなり、新潟大学の独自性や先見性が失われるなど、相互間の審議、検討、協議が有効に進められず、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、及び特定の者に不当に利益若しくは不利益を生じさせるおそれ（法5条3号）がある。

上記に加え、新潟大学において、相互に公にしない戦略性をもった個々の協定内容が公にされた場合、今後、他の交流協定先との交渉や検討を進めるにあたり、大きな支障が生じ、引いては大学の教育・研究の発展・推進が滞ることになりかねないなど、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きを追加する。

カ 進級判定、試験選考（単位・評価・試験結果等の判定）等の検討・分析等に係る情報

当該不開示部分は、学生の試験・選考等に係る進級・単位等の評価・判定等の検討・分析等に係る一切公にできない機密情報である。これらを公にした場合、評価や判定の方針や方法、内容等が学生に

事前に明らかとなってしまう、試験や評価等の公平・公正な確保ができなくなり、試験・検査等に係る正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（法5条4号ハ）がある。

上記に加え、当該不開示部分を公にした場合、対外秘として大学が保有する学生の評価・判定方法やそれらの結果が示す大学独自の学生の成績等に係る分布・分析情報等の機密情報が拡散されることとなり、大学が意図する独自の戦略的な学生への教育・研究活動のノウハウが失われ人材確保等の推進に支障を来し、引いては、大学全体の運営（事務又は事業）の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きを追加する。

キ 調査研究に係る情報

当該不開示部分は、調査研究に係る予算として、特定研究科内の各分野に在籍する学生の実習経費配分額を示したものであり、当該内容を審議・検討するため限定的に作成された内部情報である。当該不開示部分は、当該調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する（法5条4号ホ）ことが生じることのないよう、当該審議・検討を行う関係当事者以外には当該不開示内容である各分野相互の配分額を一切明らかにしておらず、不開示としたものである。

上記に加え、当該不開示部分を公にした場合、本来、直接の予算配分対象となる個々の各在籍関係者にのみ個別に通知される当該分野の学生実習経費配分額が、同様に配分される別分野の学内関係者に知れ渡ることとなり、比較可能となり、疑念や不満等が生じる等、重要な学生の調査研究活動である実習の実施自体に支障を来し、大学全体の運営（事務又は事業）の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きを追加する。

1 不開示理由を追加する不開示維持部分		2 追加する不開示理由（法5条）	3 備考（原処分時の不開示理由（法5条））
資料名	該当箇所		
	(頁)	(行等)	
不開示内容			

特 定 年 A. 4月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	9		(1) 非常 勤講師の採 用等に係る 情報	4 号 へ (人事管 理情報)	1号
特 定 年 A. 5月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	6 0				
特 定 年 A. 6月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	1 4 3				
特 定 年 A. 7月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	2 0 2				
特 定 年 A. 9月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	2 3 1				
特 定 年 A. 10 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	2 7 4				

特 定 年 A. 12 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	409な いし41 6				
特 定 年 B. 1月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	438				
特 定 年 B. 3月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	562				
特 定 年 A. 5月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	63		(2) 教育 支援員に係 る情報	4号へ (人事管 理情報)	1号
特 定 年 B. 1月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	439				
特 定 年 A. 4月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	27	メールア ドレス部 分	(3) 学外 関係者に係 る情報	2号イ (法人情 報)	1号

特 定 年 A. 4月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	3 6 ない し 4 1		(4) 特定 実習新カリ キュラムの 検討等に係 る情報	4 号 柱 書 き	4 号ハ
特 定 年 A. 6月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	1 4 7, 1 8 1 な いし 1 8 3, 1 8 5 ないし 1 8 7				3 号
	1 5 0 な いし 1 7 7				4 号ハ
特 定 年 A. 1 0 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	2 7 5				3 号
特 定 年 A. 1 0 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	3 3 4 な いし 3 5 5				
特 定 年 B. 2月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	4 8 3 な いし 4 8 8				
特 定 年 B. 3月 特定学部	5 8 1	上から 8 行目ない し 1 7 行			

特定学科 教授会議 資料		目の不開 示部分			
特 定 年 A. 9月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	2 3 3 な いし 2 3 7		(5) 大学 間交流協定 の検討等に 係る情報	4号柱書 き	3号
特 定 年 A. 10 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	3 1 3 な いし 3 1 7				
特 定 年 A. 4月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	3 4 , 3 5		(6) 進級 判定, 試験 選考(単位・評価・ 試験結果等 の判定)等 の検討・分 析等に係る 情報	4号柱書 き	4号ハ
特 定 年 A. 9月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	2 4 4 , 2 4 5	2 4 4 頁 の不開示 部分, 2 4 5 頁の 上から1 行目ない し5行目 の不開示 部分			
	2 4 5 , 2 4 6	2 4 5 頁 の上から 3 1 行目 及び 3 2 行目の不 開 示 部			

		分, 2 4 6 頁の上 から 1 行 目及び 2 行目の不 開示部分			
	2 4 6	上から 8 行目及び 9 行目の 不開示部 分			
		上から 1 2 行目及 び 1 3 行 目の不開 示部分			
	2 5 1 な いし 2 5 5				
特 定 年 A . 1 0 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	2 9 6	上から 1 8 行目の 左から 2 文字目な いし 2 1 行目の左 から 4 文 字目まで の不開示 部分			
	2 9 7 な いし 2 9 9				
特 定 年 A . 1 1 月特定学 部特定学	3 8 9	上から 2 行目ない し 7 行目 の不開示			

科教授会議資料		部分			
特 定 年 A. 1 2 月特定学 部特定学 科教授会 議資料	4 0 1 な いし 4 0 8				
特 定 年 B. 1 月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	4 2 9 , 4 3 0 , 4 3 3 , 4 3 5 な いし 4 3 7				
特 定 年 B. 2 月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	4 9 0 , 4 9 4 , 4 9 5				
特 定 年 B. 3 月 特定学部 特定学科 【臨時】 教授会議 資料	5 3 5 な いし 5 3 7				
特 定 年 B. 3 月 特定学部 特定学科 教授会議 資料	5 4 1 , 5 4 7 な いし 5 5 9				
特 定 年 B. 2 月 特定学部	4 8 2		(7) 調 査 研究に係る 情報	4 号 柱 書 き	4 号 木

特定学科 教授会議 資料					
--------------------	--	--	--	--	--

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 令和2年1月15日 文書1の見分及び審議
- ⑤ 同月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年2月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1について、その一部を法5条1号、3号並びに4号ハ及びホに該当するとして不開示とし、文書2について、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の不開示部分の開示を求めるとともに、文書2の存在につき調査を求めるとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書1の不開示部分のうち、上記第3の1（2）ア及び2（1）に掲げる部分を新たに開示するが、その余の不開示部分（具体的には、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分18であると認められる。以下、併せて「不開示維持部分」という。）については、不開示理由として、法5条2号イ並びに4号柱書き及びへを追加し、なお不開示を維持すべきとしている。そこで、以下、文書1の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）不開示部分1について

ア 当該不開示部分は、「学生の異動（休学、退学、留学、復学、派遣）等に係る情報」であり、学生の氏名、在籍番号、学科・学年、異動事由（異動先含む）、指導等教員等が記載されていることが認められ、学生個人の異動に係る詳細な情報がその氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、学生の氏名、在籍番号、学科・学年に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該学生の異動等に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分1は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 当該不開示部分は、「学生の国家試験に係る情報」であり、学生個人の不合格及び浪人に係る情報として、学生の氏名、卒業年度、試験情報（区分・平均・順位・不合格科目数）、国試留年数、質問への回答等が記載されていることが認められ、学生個人の国家試験に係る詳細な情報がその氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、学生の氏名、卒業年度に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人

に知られたくない当該学生の国家試験等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分2は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当該不開示部分は、「学生の（講義・プログラム等）履修・入学・受け入れ等に係る情報」であり、学生の氏名、性別、国籍、現住所、現職・最終学歴、所属・学年、勤務先、卒業年月、資格（取得資格・プログラム関係保有資格）、受講内容（講義番号、講義名、プログラム・授業科目名、受講コース）、指導教員等が記載されていることが認められ、学生個人の履修・入学・受け入れ等に係る詳細な情報がその氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、学生の氏名、性別、国籍、現住所、現職・最終学歴、所属・学年、勤務先、卒業年月に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該学生の受け入れ等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分3は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当該不開示部分は、「学生の在籍に係る情報」であり、学生の氏名、性別、在籍番号、学年（卒業年度）、出身高等学校、入試区分、就職先、単位数及び割合等が記載されていることが認められ、学生個人の

在籍に係る詳細な情報がその氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、学生の氏名、性別、在籍番号、学年（卒業年度）、出身高等学校に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該学生の在籍等に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分4は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当該不開示部分は、「学生の単位認定等に係る情報」であり、学生の氏名、国籍、在籍番号、所属大学・学科・学年、派遣先、授業・認定科目名、検定試験等の名称、成績（スコア・単位・判定）等が記載されていることが認められ、学生個人の単位認定等に係る詳細な情報がその氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分

のうち、学生の氏名、国籍、在籍番号、所属大学・学科・学年に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該学生の単位認定等に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分5は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とする理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、学生個人の身体的特徴に係る情報を記載した部分であり、これを公にした場合、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となり、当該学生が他人に知られたくない身体的特徴による支援や対応内容に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分は、学生の氏名は記載されていないものの、特定の学生個人が有する身体的特徴に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となり、当該学生が他人に知られたくない身体的特徴による支援や対応内容に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する特段の事情は認められない。

したがって、不開示部分6は法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(7) 不開示部分7について

ア 当該不開示部分は、「学生の事件等に係る情報」であり、①学生の氏名と共に記載されている事件等に係る情報（下記②を除く不開示部

分)及び②学生の氏名は記載されていない事件等に係る情報(149頁及び479頁の不開示部分)であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当該不開示部分は、学生個人の事件等に係る情報として、学生の氏名、学年、事件の内容等が記載されていることが認められ、学生の氏名とともに記載されていることから、学生の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、学生の氏名、学年に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該学生の事件等に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

(エ) したがって、上記①は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とする理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、学生個人に生じた具体的な非違行為や事件・事故等に係る情報を記載した部分であり、これを公にした場合、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となり、当該学生が他人に知られたくない事件等に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分は、学生の氏名は記載されていないものの、特定

の学生個人に生じた具体的な非違行為や事件・事故等に係る情報が記載されていることが認められ、当該部分が公になると、学生の友人、知人等、学生を知る一定範囲の者が、当該学生を特定することが可能となり、当該学生が他人に知られたくない事件等に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する特段の事情は認められない。

したがって、上記②は法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(8) 不開示部分8について

ア 当該不開示部分は、「特定教授等称号付与者に係る情報」であり、氏名、卒業年、特定機関名、特定科名等、称号、教室名等が記載されていることが認められ、当該称号付与者に係る情報が、その氏名とともに記載されていることから、当該称号付与者の記載ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該称号は、特定教育に協力する学外の個人に新潟大学が付与するものであり、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。そうすると、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該不開示部分のうち、氏名、卒業年、特定機関名、特定科名等に係る記載部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の記載部分については、これを公にすると、当該個人を知る一定範囲の者が、当該個人を特定することが可能となることは否定し難く、通常、他人に知られたくない当該個人の機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

エ したがって、不開示部分8は、法5条1号に該当すると認められる

ことから、不開示とすることは妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、新潟大学における選考段階での「非常勤講師の採用等に係る情報」（人事情報）である。

(イ) 当該非常勤講師の採用等に係る情報は、新潟大学が公にしていなない人事選考上の検討・審議資料であり、当該人事管理上の機密情報を公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、適正な人事事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、新潟大学における非常勤講師の採用等に係る人事選考情報であり、公にされていない人事管理上の情報であることが認められ、これを公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、適正な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分9は、法5条4号へに該当すると認められることから、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、新潟大学における選考中の「教育支援員に係る情報」（人事情報）である。

(イ) 当該教育支援員は、新潟大学が実施する授業の補助及び学生に対する修学上の履修相談の補助を担う者として、主に大学を退職した教員（学外者）又は勤務する教員の中から大学内の部局長等の推薦に基づき委嘱を行うものであり、当該選考及び運用に関する人事管理上の内部情報等は一切公表していない情報である。

当該不開示部分である教育支援員の検討及び管理に係る人事選考

上の機密情報を公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、適正な人事事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、新潟大学における教育支援員等の選考に係る検討情報であり、公にされていない人事管理上の情報であることが認められ、これを公にした場合、関係者に様々な憶測や誤解を生じさせるとともに、新潟大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保ができず、適正な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分10は、法5条4号へに該当すると認められることから、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(11) 不開示部分11について

ア 当該不開示部分は、「学外関係者に係る情報」であり、①新潟大学外の関係者の氏名及び②当該関係者のメールアドレスが記載されていることが認められる。

イ 上記①について、

当該不開示部分は、学外の関係者の氏名部分であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないとのことである。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人氏名は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、上記①は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当該不開示部分を不開示とする主たる理由等について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、学外の民間法人関係者に係るメールアドレスであり、当該メールアドレスは、学外の担当者が職務で使用する一

般に公にしていけないものであるから、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、新潟大学外の民間法人関係者が職務で使用するメールアドレスであることが認められ、上記諮問庁の説明によると、当該不開示部分は、一般に公にされていない情報であるとのことである。

そうすると、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記②は、法5条2号イに該当すると認められることから、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(12) 不開示部分12について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、新潟大学における「特定実習新カリキュラムの検討等に係る情報」である。

(イ) 当該不開示部分に係る「特定実習新カリキュラムの検討等に係る情報」は、特定実習受入れ特定機関と特定研究科における特定実習内容及び評価等の情報を記載する電子的ツールを新たに導入し、当該特定実習の評価方法等を改めた検討案であり、当該不開示部分は、当該新カリキュラムの導入に関する効果、評価手法及び分析方法等について学内で審議・検討を行った内部管理情報である。

当該新カリキュラムの導入に関する効果、評価手法及び分析方法等は、学生が知ることのない非公表情報であり、当該新カリキュラムを学ぶ学生は、そもそも当該特定実習に合格しない限り進級、卒業ができないことから、これを公にした場合、学生が特定実習に関する要点及び評価方法等を事前かつ不適正に把握することにつながり、公正な特定教育及び特定実習の実施を確保することが困難となって、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、新潟大学が新たに導入を検討する新カリキュラムに係る効果、評価手法及び分析方法等について審議・検討が行われた内部管理情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、学生が知ることのない非公表情報であって、当該新カリキュラムを学ぶ学生は、そもそも当該特定実習に合格しない限り進級、卒業ができないものであるとのことである。そうすると、これを公にした場合、学生が特定実習に関する要点及び評価方法等を事前かつ不適正に把握することにつながり、公正な特定教育及び特定実習の実施を確保することが困難となって、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分12は、法5条4号柱書きに該当すると認められることから、同条3号及び4号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(13) 不開示部分13について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、新潟大学における「大学間交流協定の検討等に係る情報」である。

(イ) 当該不開示部分に係る情報は、新潟大学が海外の大学等と教育及び研究に係る相互交流の協定を定めるにあたっての調整過程の審議・検討等の情報であり、当該内容は、相互の大学の一部の関係者しか知ることのない公にされていない内部情報である。

個々の協定先ごとに異なる協定内容等に係る非公表情報を公にすることは、当該協定先との信頼関係を損ねるとともに、今後、戦略性をもって様々な海外機関と個別に進めていくべき教育・研究上の方策が拡散されることとなり、新潟大学の独自性や先見性が失われるなど、相互間の審議、検討、協議が有効に進められず、今後、他の交流協定先との交渉や検討を進めるにあたり、大きな支障が生じ、引いては大学の教育・研究の発展・推進が滞ることになりかねないなど、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、新潟大学が

海外の大学等と教育及び研究に係る相互交流の協定を定めるに当たっての審議・検討等に係る情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、相互の大学の一部の関係者しか知ることのない公にされていない内部情報であるとのことである。そうすると、これを公にした場合、協定を結んだ当該協定先との信頼関係を損ねるとともに、戦略性をもって様々な海外機関と個別に進めていくべき教育・研究上の方策が拡散されることとなり、今後、他の交流協定先との交渉や検討を進めるに当たり、大きな支障が生じ、引いては大学の教育・研究の発展・推進が滞ることになりかねないなど、新潟大学における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分 1 3 は、法 5 条 4 号柱書きに該当すると認められることから、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(1 4) 不開示部分 1 4 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、入学試験実施に関する事項を審議するための委員会である入学試験委員会委員の氏名等であり、公にしていない情報である。これを公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 4 号ハに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分に記載されている委員は、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である委員と認められるので、これを公にした場合、当該委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分 1 4 は、法 5 条 4 号ハに該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(1 5) 不開示部分 1 5 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、入学試験実施における判定・選抜・スケジュール等の審議・検討に係る内部管理情報であり、学生が知ることのない非公表の機密情報である。これを公にした場合、判定・選抜の配点内訳や基準、それらに係る審議・検討スケジュール等、入学試験に関する機密情報が事前に推測・把握され、不正行為や妨害行為等が生じるとともに、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼす可能性がある等、適正な入学試験の実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号ハに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、入学試験を実施するに当たっての、具体的な判定・選抜・スケジュール等の審議・検討に係る情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、学生が知ることのない非公表の機密情報であるとのことである。そうすると、これを公にした場合、判定・選抜に関する配点内訳や基準、それらに係る審議・検討スケジュール等、入学試験に関する機密情報が事前に推測・把握され、不正行為や妨害行為等が生じるとともに、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼす可能性がある等、適正な入学試験の実施等に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分15は、法5条4号ハに該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(16) 不開示部分16について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該不開示部分は、特定実習を開始する前に、学生の特定分野面接、身体観察、基本的特定技術等の基礎的な能力を判断するために実施する「特定試験」に係る問題・実施体制・実施状況等の審議・検討に係る内部管理情報であり、学生が知ることのない非公表の機密情報である。これを公にした場合、試験に係る設問等の内容や内部の実施体制等の機密情報が事前に推測・把握され、不正行為や妨害行為等が生じるとともに、今後試験を受ける学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて学生が試験対策を行い、今後の学生の解答方法に影響を及ぼす可能性がある等、適正な特定試験の

実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号ハに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、特定実習を開始する前に、学生の基礎的な能力を判断するために実施する「特定試験」の問題・実施体制・実施状況等の審議・検討に係る情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、学生が知ることのない非公表の機密情報であるとのことである。そうすると、これを公にした場合、試験に係る設問等の内容や内部の実施体制等の機密情報が事前に推測・把握され、不正行為や妨害行為等が生じるとともに、今後の学生の解答方法に影響を及ぼす可能性がある等、適正な特定試験の実施等に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分16は、法5条4号ハに該当すると認められることから、不開示とすることは妥当である。

(17) 不開示部分17について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、学生の進級及び各試験・選考（単位・評価・試験結果等の判定）等の審議・検討に係る内部管理情報であり、学生が知ることのない非公表の機密情報である。

(イ) 当該不開示部分である進級や各試験・選考等に係る評価や判定の方針・方法、分析内容等を公にした場合、対外秘として大学が保有する学生の評価・判定方法やそれらの結果が示す大学独自の学生の成績等に係る分析情報等の機密情報が拡散されることとなり、大学独自の戦略的な学生への教育・研究活動等の管理情報やノウハウが失われ、引いては、人材確保等の推進に支障を来すこととなり、大学全体の事務又は事業等の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、学生の進級及び各試験・選考（単位・評価・結果等の判定）等の審議・検討に係る情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、学生が知ることのない非公表の機密情報であるとのことである。そうすると、これを公にした場合、

対外秘として大学が保有する学生の評価・判定方法やそれらの結果が示す大学独自の学生の成績等に係る分布・分析情報等の機密情報が拡散されることとなり、大学独自の戦略的な学生への教育・研究活動等の管理情報やノウハウが失われ、引いては、人材確保等の推進に支障を来すこととなり大学全体の事務又は事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分17は、法5条4号柱書きに該当すると認められることから、同号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(18) 不開示部分18について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分の主たる不開示理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分は、調査研究に係る予算として、特定研究科内の各分野に在籍する学生の実習経費配分額を示したものであり、当該内容について審議・検討するために限定的に作成された内部管理情報である。

(イ) 当該不開示部分は、当該調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害することが生じないように、審議・検討を行う関係者以外には一切公にされていない各研究分野の配分額である。これを公にした場合、本来、直接の予算配分対象となる個々の研究分野関係者に個別に通知される学生実習経費配分額が、他の研究分野の関係者等にも知れ渡ることとなり、学内関係者等相互間の疑念や不満等が生じるなど、学生の重要な調査研究活動である実習の実施自体に支障を来し、大学全体の事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該不開示部分を見分したところ、当該不開示部分は、特定研究科内の各研究分野に在籍する学生の実習経費配分額を示した調査研究に係る情報であることが認められる。

諮問庁の説明によると、当該情報は、当該内容について審議・検討するため限定的に作成された内部情報であるとのことであり、審議・検討を行う関係者以外には一切公にされていない情報であるとのことである。そうすると、これを公にした場合、直接の予算配分対象となる個々の研究分野関係者に個別に通知される学生実習経費配分額が、他の研究分野の関係者等にも知れ渡ることとなり、学内関係者等相互

間の疑念や不満等が生じるなど、学生の重要な調査研究活動である実習の実施自体に支障を来し、大学全体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分18は、法5条4号柱書きに該当すると認められることから、同号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

3 文書2の保有の有無について

(1) 文書2の保有の有無について、諮問庁は、特定学部特定学科教授会議では、会議内容を音声で録音していないため、音声記録データ(文書2)は不存在である旨説明する。

(2) 上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、新潟大学において文書2を保有していると認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、3号並びに4号ハ及びホに該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が同条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、ハ、ホ及びヘに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については、同条1号、2号イ並びに4号柱書き、ハ及びヘに該当すると認められるので、同条3号及び4号ホについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当であり、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書 1 特定年度 A に開催された特定学部特定学科教授会議の議事録及び資料

文書 2 特定年度 A に開催された特定学部特定学科教授会議の音声記録

別表

1 不開示維持部分			2 不開示理由（法5条）		
	本件対象文書中の該当箇所		不開示内容	原 処 分 時	補充理 由説明 書で追 加
	(頁)	(行等)			
不開示部 分 1	7, 6 2, 2 0 3, 2 0 4, 2 2 6, 2 2 7, 2 7 2, 2 7 3, 3 8 7, 4 7 7, 4 9 6, 5 6 1		学生の異動（休 学, 退学, 留 学, 復学, 派 遣）等に係る情 報	1号	
不開示部 分 2	5 3, 1 3 2		学生の国家試験 に係る情報	1号	
不開示部 分 3	8, 6 1		学生の（講義・ プログラム等） 履修・入学・受 け入れ等に係る 情報	1号	
	1 9 6, 1 9 7	表の表頭を 除く不開示 部分			
	2 0 5, 2 0 6, 2 3 2				
	4 6 0	表の表頭を 除く不開示 部分			
	5 6 5				
不開示部 分 4	5 2, 2 2 8		学生の在籍に係 る情報	1号	

	508	表の表頭を除く不開示部分及び表の右側の一番上の行を除いた不開示部分			
	509, 560				
不開示部分5	58, 59, 229, 230, 300, 301		学生の単位認定等に係る情報	1号	
不開示部分6	23	上から13行目の不開示部分	学生の身体的特徴に係る情報	1号	
	423	上から3行目左から34文字目から5行目の不開示部分			
不開示部分7	129, 133ないし137, 149, 393		学生の事件等に係る情報	1号	
	479	上から17行目ないし19行目の不開示部分			
	576				
不開示部分8	10ないし18		特定教授等称号付与者に係る情報	1号	
不開示部分	9, 60,		非常勤講師の採	1号	4号へ

分 9	1 4 3 , 2 0 2 , 2 3 1 , 2 7 4 , 4 0 9 ないし 4 1 6 , 4 3 8 , 5 6 2		用等に係る情報			
不開示部 分 1 0	6 3 , 4 3 9		教育支援員に係 る情報	1 号	4 号へ	
不開示部 分 1 1	2 7	右下の四角 囲いの氏名 部分	学外関係者に係 る情報	1 号		
	2 7	メールアドレス レス部分			2 号イ	
	4 7 , 5 6 6 , 5 6 9					
不開示部 分 1 2	3 6 ないし 4 1		特定実習新カリ キュラムの検討 等に係る情報	4 号ハ	4 号柱 書き	
	1 4 7 , 1 8 1 ないし 1 8 3 , 1 8 5 ないし 1 8 7					
	1 5 0 ない し 1 7 7					3 号
	2 7 5					4 号ハ
	3 3 4 ない し 3 5 5 , 4 8 3 ない し 4 8 8					3 号
	5 8 1	上から 8 行 目ないし 1 7 行目の不 開示部分				

不開示部分 1 3	2 3 3 ない し 2 3 7, 3 1 3 ない し 3 1 7		大学間交流協定の検討等に係る情報	3 号	4 号柱書き
不開示部分 1 4	1, 2, 5 6, 1 3 8 ないし 1 3 9, 2 0 0, 2 1 6, 2 1 7, 2 1 9		入学試験委員会委員の氏名等に係る情報	4 号ハ	
	2 5 6	上から 4 行目, 5 行目, 9 行目, 1 9 行目, 2 2 行目の左から 1 文字目ないし 5 文字目, 2 7 行目, 及び 2 9 行目の左から 1 文字目ないし 5 文字目の不開示部分			
	2 5 7	上から 2 行目, 4 行目, 6 行目の左から 1 文字目から 5 文字目, 9 行目, 1 1 行目, 1 5 行目, 1 9 行目, 2			

		5 行目及び 2 8 行目の 不開示部分			
	2 5 8				
	2 6 7	上から 1 2 行目の不開 示部分			
	2 6 8				
	3 5 9	上から 4 行 目ないし 6 行目, 1 1 行目, 1 3 行目, 2 0 行目, 2 4 行目及び 2 7 行目の不 開示部分			
	3 6 0	2 4 行目及 び 3 0 行目 の不開示部 分			
不開示部 分 1 5	4, 1 9 8		入学試験（合否 判定・選抜方 法・判定スケ ジュール等）の検 討等に係る情報	4 号ハ	
	2 1 8	上から 7 な いし 9 行目 の不開示部 分			
	2 2 0	上から 3 行 目の不開示 部分			
	2 2 1 ない し 2 2 5				

256	上から11行目ないし17行目, 22行目の左から19文字目ないし28文字目, 24行目, 25行目, 29行目の左から19文字目ないし35文字目及び30行目の不開示部分			
257	上から6行目の左から17文字目ないし32文字目の不開示部分			
266				
269	上から3行目の不開示部分			
270, 271, 328, 329				
359	上から16行目ないし18行目の不開示部分			
360	上から13行目ないし			

		20行目の 不開示部分			
	383ない し385, 464ない し474, 510ない し534				
不開示部 分16	23, 2 5, 26		特定試験（問 題・実施体制・ 実施状況等）の 検討等に係る情 報	4号ハ	
	27	上から1行 目から12 行目の不開 示部分			
	130, 1 31, 19 4, 19 5, 212				
	333	上から5行 目の左から 1文字目な いし4文字 目までの不 開示部分			
	389	上から15 行目ないし 21行目の 不開示部分			
	423	上から19 行目ないし 21行目の 不開示部分			
	441	上から17 行目の左か ら1文字目			

		から 4 文字 目までの不 開示部分			
	4 8 9	上から 1 0 行目, 1 1 行目及び 1 6 行目ない し 2 2 行目 の不開示部 分			
	6 1 3				
不開示部 分 1 7	3 4, 3 5		進級判定, 試 験・選考(単 位・評価・試験 結果等の判定) 等の検討・分析 等に係る情報	4 号ハ	4 号柱 書き
	2 4 4, 2 4 5	2 4 4 頁の 不 開 示 部 分, 2 4 5 頁の上から 1 行目ない し 5 行目ま での不開示 部分			
	2 4 5, 2 4 6	2 4 5 頁の 上から 3 1 行目及び 3 2 行目の不 開示部分, 2 4 6 頁の 上から 1 行 目及び 2 行 目の不開示 部分			
	2 4 6	上から 8 行 目及び 9 行 目, 1 2 行 目及び 1 3 行目の不開 示部分			

	251ない し255				
	296	上から18 行目の左か ら2文字目 ないし21 行目の左か ら4文字目 までの不開 示部分			
	297ない し299				
	389	上から2行 目ないし7 行目の不開 示部分			
	401ない し408, 429, 4 30, 43 3, 435 ないし43 7, 49 0, 49 4, 49 5, 535 ないし53 7, 54 1, 547 ないし55 9				
不開示部 分18	482		調査研究に係る 情報	4号ホ	4号柱 書き